

平成16年度の業務概要

独立行政法人産業医学総合研究所 理事長 荒記 俊一

独立行政法人産業医学総合研究所（研究所と略）は平成13年以後厚生労働省を主務省とする行政ミッション型の特定独立行政法人になっている。平成16年度は独立行政法人（独法と略）の通則法と個別法（産業医学総合研究所法）の中期計画に基づいて第4年度の年度計画を策定し、厚生労働大臣への届け出と官報への公示を経て、業務を実施した。

研究所の年度当初の役員・職員数は77名（研究職員58名）で、理事長，理事，監事（非常勤の2名），企画調整部、5研究部，および庶務課の体制であった。なお常勤の研究役職員は41名の博士号取得者を含む医学，健康科学，心理学，人間科学（以上，健康系）；薬学，獣医学，農学，生物学，生化学（同，生命科学系）；化学，鉱物学，物理学，工学，情報科学等（同，環境系）の広範囲な専門領域の学際的な研究者であり，事務管理部門は厚生労働省からの出向であった。予算（決算）額は厚生労働省からの18.1億円（運営費交付金13.9億円，施設整備費補助金4.2億円），受託収入3.5千万円，外部研究資金5.5千万円，その他の収入786万円（内，謝金収入640万円）で，総額は19.1億円であった。研究施設は敷地面積が2.2万m²，建物は管理棟，研究本館，動物実験施設，音響振動実験施設，工学実験施設等の1.5万m²であった。以下に独法年度計画22項目の業務実績を示す。

1. 効率的な業務運営体制の確立

平成15年度に新設した国際研究交流情報センター（国際センターと略）の業務運営体制を強化して，以下の実績を上げた。（1）アジア諸国の国立労働衛生研究所の代表者を招聘して「アジア労働衛生研究センター会議」を開催し，国際シンポジウムとワークショップの実施によりアジア地域における労働衛生の振興策をまとめた。（2）「21世紀の公衆衛生に関する中日国際シンポジウム」を中国安徽省科学技術協会と合肥市で共同開催し，中国との組織的な労働衛生の研究交流の端緒とした。（3）このほか研究所主催の国際セミナーを2回実施した。定年退官した企画調整部長の後任を任用して独立行政法人としての業務運営体制を強化した。同様に，業務の効率化を目的に研究職員の1/5の配置換えと国際センターの併任研究員の入れ替えを決定した。また定年退職した主任研究官を非常勤職員として再任用し，研究管理業務の効率化を図った。独法中期計画を効率的に遂行するために，独法評価委員会の22の評価項目に対応した責任者として部長のほか主任研究官を適材適所の原則で配置した。

2. 内部進行管理の充実

独法の年度計画を迅速かつ効果的に遂行するために，理事長と22の独法業務責任者を中核として研究所の意思決定をする柔軟な内部管理システムを導入した。全研究職員が出席する月例の研究集会において，各研究職員が1年間の研究成果と業務実績を報告し，理事長が総括評価と指導助言を行うシステムの改善を進めた。2年前に導入した内部評価委員会の個人業績評価システムの評価結果の個人指導，配置換え，予算配分等への活用を進めた。さらに評価基準の研究部間の格差の改善策を検討した。所内LANの活用を進め，研究倫理審査のための申請システムを所内LAN上に構築した。

3. 業務運営の効率化に伴う経費の節減

一般競争入札の徹底化，実験研究の実施時期の調整による光熱水量の分散化，昼間の消灯等による経費の削減に努めた。前年度に続いて，所内LANを基幹とする電子メールとイントラネットを有効に活用して，事務作業のペーパーレス化に努めた。調査研究データの入力整理，定常的な生化学分析，動物の飼育管理等の外部委託を進め，昨年度に続き図書整理業務を外部に委託した。さらに一部の事務処理業務を外注することにより効率化を図った。

4. 効率的な研究施設・設備の利用

大学，研究機関，企業等に対して所内の研究施設と大型研究機器の共同利用と有償貸与システムを広く広報し，下記の実績を挙げた。(1) 大型の振動実験施設の共同利用を実現した。(2) 振動負荷装置等を3件有償で外部に貸与した。研究施設と研究室の効果的かつ効率的な使用のために以下の改善を図った。(1) 長年にわたる研究室専用の既得権を調整するために担当部長を新任して，研究室を再配分する裁量権を与えた。(2) 新規に採用した任期付き研究員が早期に研究の立ち上げができるよう研究室の配分等の便宜を与えた。(3) 業績を上げた研究職員に新たに研究室を配分することにより，研究室の柔軟な利用を進めた。本年度に実施された大規模な改修工事により所内の研究会，業務集会等の重要業務のための集会室使用が妨げられることがないように，事務管理部門が実施中の改修工事に一部変更を加えた。

5. 労働現場のニーズの把握と業務への反映

労働現場の研究ニーズを産官学の広範な領域から把握するため，「労働衛生重点研究推進協議会」の第 期，3年間の運営を開始した。初年度は以下の活動を実施した。(1) 平成10年に発足した「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」以来継続されている年2回の全体会議を開催して，日本の労働衛生研究の3重点研究領域，18重点研究課題，及び8推進方策の進め方を協議した。(2) 同協議会の「シンポジウム」として本年度から「厚生労働科学研究費補助金・労働安全衛生総合研究事業」に採択された3重点研究領域の各々3研究課題（計9課題）の講演会と重点課題の討議を開始し，労働現場の最新の研究ニーズを把握した。(3) 研究所が主催した「アジア労働衛生研究センター会議」と「中日国際シンポジウム」においてアジア諸国における労働衛生の研究ニーズを把握すると共に，日本の労働衛生の研究戦略を紹介した。(4) 18重点研究課題に関する大規模な文献調査と全国の研究者の研究課題の登録を行い，重点研究課題別の国内の論文数と研究者数を明らかにした。(5) これらの成果を日本産業衛生学会の特別報告等で発表した。

このほか厚生労働省安全衛生部幹部と産業安全研究所と当研究所理事長との毎月の「労働安全衛生連絡会議」，同じく安全衛生部との年2回の「産業医学総合研究所研究推進連絡協議会」，事業所の産業医等との「客員研究員研究交流会」及び産業医科大学との研究交流会を定期的で開催し，労働現場のニーズの把握と研究所業務への積極的な反映に務めた。

6. プロジェクト研究の実施

研究所の研究活動の中核をなす「重点研究領域特別研究」の6課題を主務省からの運営費交付金により実施した。いずれも厚生労働省安全衛生部の主要な行政活動に関わる研究課題であり，行政ミ

ッション型の研究所として国の労働衛生行政の推進に貢献した。その他、大型の研究プロジェクトとして15課題の研究を競争的研究資金を獲得して実施した。なお「重点研究領域特別研究課題」に関しては、行政ニーズと社会的ニーズを明示した研究計画書と目標達成度を明記した研究報告書に基づいて研究所の外部評価委員による5段階評価を実施し、評価結果を実行計画と予算配分に反映させた。また研究担当者の2/3は研究代表者が所属する研究部以外の研究所の内外の専門家による学際的なプロジェクトチームメンバーとして研究を進めた。

7. 基盤的研究の実施

研究所の研究基盤を充実させ、また将来の大型のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的な研究を推進するために、常勤の研究職員が単独または小グループで63課題の研究を運営費交付金により実施した。研究は行政ニーズと社会的ニーズを明記した研究計画書を作成して実施し、各研究者が研究成果と研究目標の達成度を記した研究報告書に基づいて、各部長が5段階の研究評価を行った。評価結果は研究の実行計画と予算配分に反映させた。各研究部内での研究の進行管理を徹底し、計画の修正、予算の見直し等による研究の効率化を図った。

8. 厚生労働省・労働災害調査

厚生労働省労働基準局から要請された労働者の健康障害に関する15件の調査を実施し、調査結果を厚生労働省へ報告した。同様に作業環境中の4種類のがん原性物質の測定法の検討結果が労働基準局の「がん原性物質による健康障害防止指針」の策定に貢献した。この内アスベスト線維関連の分析は、他の機関では実施できない高度な技術を要するものであった。その他、厚生労働省化学物質対策課とアスベストその他のがん原性物質の使用実態を調査する等、行政施策に結びつく調査研究を実施した。研究所の「労働災害調査実施要項」に基き、労働災害の発生に対して迅速、的確に調査できるように所内体制の改善を図った。

9. 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献

WHO, ISO, OECD等の国際機関に設置された17の委員会へ役職員を派遣し、労働衛生に関する国際基準の制改定等に研究成果を反映させた。同様に、国内の行政機関や学協会等に設置された94の委員会等に役職員を派遣し、国内基準の制定、改定等に貢献した。例えば、厚生労働省の「左官用モルタル混和材中の石綿含有率の測定方法等に関する検討会」では研究所の測定資料が労働基準局長通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」に活用された。

10. 労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査と厚生労働省への報告

厚生労働省安全衛生部からの要請の他、研究所の独自の判断により社会的重要度が高い熱中症、振動障害等の国内外の文献を調査解析し、その結果を安全衛生部へ報告した。第10次労働災害防止計画に関連して、厚生労働省が行った振動ばく露の作業現場調査のために調査方法手順書を作成し行政調査を支援した。

11. 外部評価の実施及び評価結果の公表

平成13年度に決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に従って改定した研究所評価規程に従って、研究所の「重点研究領域特別研究」に対する外部の専門家による研究評価を実施し、この結果を研究の実行計画と予算措置に反映させた。平成15年度の研究評価報告書を本年度に出版し、要約版をホームページで公開した。

12. 学会発表、論文発表等の促進

平成16年の研究職員の論文発表数は172編、即ち原著57編、原著論文に準ずる学会発表の出版物24編、総説26編、単行本23編および報告書42編であった。これは中期目標の年平均値（80編）の2.2倍であり、前年と比べても1.7倍と多かった。原著論文の約8割は英文の国際学術誌に掲載されている。同様に学会発表は251回で、中期目標の年平均値（200回）を26%上回り、前年（236回）と比べ6%増加した。中期計画4年目までの累積数も、論文発表は509編、学会発表が900回で、この内前者は既に中期計画5年間の数値目標（400編）を上回っている。

これらのほか、役職員が編集委員を務めたシックハウス症候群に関する最新の解説書が厚生労働省の研究会から出版された。同様に役職員が学会の名誉理事長の称号を受け、また学術団体の大会長賞を2件受賞した。

13. インターネット等による研究成果の発信と意見収集

前年度に続いて「Industrial Health」、「研究所年報」、および「産医研ニュース」誌の全文を研究所の「ホームページ」に掲載し、研究所の最新の研究成果と最先端の研究情報を一般社会へ発信した。ホームページに「共同利用案内」と「有償貸与」の項目を設けて外部の専門家が利用可能な研究所の研究施設と研究機器の一覧を掲載した。ホームページに開設した「窓口」のほか、研究所の一般公開、シンポジウムの開催等を通して、一般社会から当研究所の研究業務に対する要望と意見を収集した。さらにこの意見収集の仕組みを「産医研ニュース」、「研究所年報」等で広報した。ホームページへの今年度のアクセス数は93万件であった。これらのほかアスベスト、労働ストレス、職場の頭痛と腰痛に関する研究所の12件の研究成果が朝日新聞、東京新聞、NHK総合テレビ等に取り上げられた。また労働衛生に関する48編の技術解説等を一般誌に寄稿し、研究成果の普及活用に努めた。

14. 労働衛生の研究状況の把握と情報提供

「労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム」における厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）の研究発表会で把握した国内外の労働衛生の最先端の研究状況を、国内の労働衛生機関の専門家へ情報提供した。同様に同協議会の第3年度報告書 約600部を全国の労働衛生機関に配布した。この協議会の4年次の活動として、日本における労働衛生研究の現状を系統的な文献検索によりデータベース化する作業を継続し、わが国における重点研究課題の研究実態を簡潔にまとめたパンフレットを作成した。また国内で重点研究課題を実施中の研究者の登録制度の充実化をはかった。さらに国内の共同利用可能な労働衛生の研究施設・設備の実態調査を開始した。研究職員が日本産業衛生学会、日本労働衛生工学会、日本職業・災害医学会への参加し、また研究所の客員研究員交流会、産業医科大学との研究交流会等を通じて、労働衛生の研究状況を把握した。研究所発行

の国際学術誌Industrial Health第42巻2号～43巻1号（年4号）を発行し、独法の中期計画に従い120以上の関係研究機関を含む1000以上の内外の研究機関と専門家に配布し、労働衛生の最先端の研究情報を提供した。このうち42巻2号と43巻1号は、通常の投稿論文のほかそれぞれ「アジアにおける最近の労働衛生研究動向」及び「睡眠と健康」に関する特集論文を掲載した。平成16年の本誌への投稿論文数は欧米、アジア、当研究所を含む日本等より116編で、掲載論文数は59編であった。最近3年間のインパクトファクターは0.48～0.74であった。「産医研ニュース」第13号、と14号を定期的に発行し、100以上の労働衛生関係機関へ配布した。また希望する事業場に対しては研究所から本ニュースを配布する旨をホームページ等で広報した。

15．講演会の開催，研究所の公開，見学者の受け入れ等

アジア7カ国と台湾の国立研究所等の代表を招いて、アジア労働衛生研究センター会議を開催した。また中国の安徽省で安徽省科学技術協会と産業医学総合研究所の主催による「中日21世紀公衆衛生国際シンポジウム」を開催した。同じく、「第4回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム」を開催し、平成14年度に発足した厚生労働省の科学研究費・労働安全衛生総合研究事業の研究成果発表会を始めて実施した。このほか研究所の主催で国際セミナーを2回開催した。本年度の研究所の一般公開では前年度に対し約60%増の130余名の参加があった。参加者へのアンケート調査に対し、「体験コーナー」等の企画に好意的な意見が多数寄せられた。そのほか、例年通り国内外の専門家を幅広く受け入れ、見学、研修会等を多数実施した。

16．知的財産の活用促進

本年度も研究所の職務発明規程により、発明者の権利等に特段の配慮を払って、特許の取得を進めた。平成16年度末における特許の査定はナノ粒子をクラス分けする装置に使用する技術が1件で、審査中が7件（内平成16年度出願が1件）、流通データベース登録済が1件であった。

17．国内外の若手研究者の育成，大学・労働衛生機関等への支援

日本学術振興会から受け入れた特別研究員1名と外国人特別研究員1名のほかに、大学等から研修生9名を研究所に受け入れ、若手研究者の育成を図った。国内外の公的研究機関、国立大学等に研究職員を派遣し、非常勤講師等として協力支援を行った（35件）。連携大学院については、本年度は産業医科大学の代表者と公式協議を持ち、今後の発足に向けて大学側は規定類の作成整備を、当研究所側は客員研究員規程、研修生規程、大学院生受入規程等の整備を進めることになった。本件に関しては、その他の大学とも引き続き連携大学院導入の努力を進めている。

18．国内外の労働衛生関係機関等との研究協力の推進

米国、スウェーデン、および韓国の国立労働安全衛生研究所との研究協力協定等に基づき、延べ11名の専門家の派遣または受け入れを行い、国際研究協力を進めた。東南アジア7カ国の国立労働安全衛生研究所と台湾の研究者代表を招聘して「第一回アジア労働衛生研究センター会議」を開催し、アジア諸国との今後の研究協力の推進策を協議した。同じく、中国政府の政策決定に関わる中国工程院（Chinese Academy of Engineering）の院士および関連大学の教授と「21世紀の公衆衛生に関する

る中日国際シンポジウム」を共同主催して、中国における研究協力開始の一助とした。産業医・衛生管理者等との客員研究員交流会、および産業医科大学との研究交流会を開催し、国内の事業所や大学との研究協力を進めた。研究所員の自主的な研究協力活動として、「人体振動」および「職業性ストレス」に関する研究会を外部の研究者を招いて定期的に開催した。研究所のプロジェクト研究課題のうち約40%を外部研究者との共同研究として実施した。

19. 外部研究資金と自己収入の確保

平成16年度は研究職員が代表者となって9,100万円の競争的研究資金（厚生労働省科学研究費，文部科学省科学研究費，財団研究費），受託研究費（環境省試験研究費，企業受託研究費）等の外部研究資金を獲得し研究所の自己収入とした。外部の諸機関への技術指導，委員の派遣等により650万の自己収入を獲得した。さらに研究成果を解説したパンフレットの有償頒布，研究施設等の有償貸与による研究所の自己収入を得た。

20. 予算・収支計画・資金計画の策定と実施

主務省から平成16年度の運営費交付金（13億9千万円）と施設整備費補助金（4億2千万円）を受けた他，環境省から主務省の移し替え予算による研究費（受託収入3千6百万円），外部研究資金，自己収入等と併せて平成16年度の予算を執行した。運営費交付金と移し替え予算を合わせた収入の対前年度比は9.3%の減少であった。これらの予算等の執行状況を決算報告書として公表した。予算の執行に当たっては業務の進行状況をチェックし，適宜見直しを行った。

独法第 期中期計画の最終年度の予算案の策定に当り，中堅及び若手研究者への大型研究機器の配分と老朽化したアスベスト線維解析用の分析電子顕微鏡の更新を決定した。その他，国際学術誌 Industrial Healthの年2回分の特集号発行のための追加予算として確保した。

21. 人事計画の策定と実施

前年度末の企画調整部長と主任研究官の定年退官に伴い，後任の企画調整部長，新任の研究部長及び若手任期付研究員を研究所の内外から任用した。研究職員の新規採用のために32名の公募者の中から2名を採用した。若手任期付研究員の採用は独法後初めてのケースである。これらの採用人事により独法中期計画の常勤職員数の削減目標を2年早く達成した。

本年度末の研究部長の退官に伴う後任人事は，独立行政法人化を進めるため適材適所の原則で決定した。同様に次年度の新規採用者について本年度中に公募を行い，10名の応募者の中からオーストラリア国籍の若手任期付研究員の採用を決定した。研究所における若手任期付研究員の外国人採用は初めてのケースである。

22. 施設・設備に関する計画

独法の年度計画に従い，経年劣化の著しい低圧電源設備の改修と構内の道路舗装を実施した。これは研究本館の各階を2か月間にわたって全面閉鎖する大規模な改修工事であったが，事務管理部門の当初の予定を変更して研究業務への支障を最低限に抑えて実施した。次年度は大地震対策のため専門家による耐震診断を実施することを決定した。